

様式1

一般競争入札に関する質問・回答

提出日：令和 6年 12月 26日

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 回答日 | 令和 7年 1月 16日 |
| 開札日 | 令和 7年 2月 18日 |
| 業務名 | 令和7～11年度 下水道等処理施設維持管理業務（高森町） |
| 業務箇所名 | 下伊那郡高森町下市田 3929 番地 1 高森町終末処理場他3施設 |
| 回答者 | (公財)長野県下水道公社 |

| 質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>【質問1】 ◆入札公告 5 技術提案のヒアリング 2月4日(火)に予定されているヒアリングへの参加人数は制限があるのでしょうか。また傍聴は可能でしょうか。</p> <p>【質問2】 ◆入札公告 5 技術提案のヒアリング ヒアリングは、選定委員の質問に対し参加者が回答する流れをイメージしますが、円滑に行うことを目的として、事前に質問事項をいただくことは可能でしょうか。</p> <p>【質問3】 ◆入札公告 2 (5) JV の場合は代表者又は構成員が受注実績を有する事と記載がありますが、様式 5 の注釈には JV の場合は構成員ごとに作成すると記載されていますが代表者のみでよろしいのでしょうか。また、 検査結果通知書(写し)を添付することとありますが実績として記載した業務の契約期間内における毎月分の検査結果通知書を提出するとの考えでよろしいのでしょうか。</p> <p>【質問4】 ◆契約書(案) 第14条 受託者は、業務準備期間に委託者が配布した「施設機能報告書」と記載がありません施設機能報告書は、事前に閲覧可能でしょうか。</p> | <p>入札参加者以外不可とします。(傍聴不可) 参加人数は1社3名までとします。</p> <p>不可とします。</p> <p>入札公告2(5)イは、代表者のみの実績で可とします。入札公告2(5)ウは、代表者又は構成員が受注実績を有することとします。 また、検査結果通知書(写し)については、最終月の検査結果通知書のみ提出で構いません。</p> <p>事前の閲覧は不可とします。</p> |

【質問5】

◆契約書(案) 第15条
事業実施計画書、業務実施計画書と別表-5
(6)に記載のある運転管理業務計画書の違
いについてご教示ください。

【質問6】

◆契約書別紙 別紙1 表1 責任範囲
施設損傷リスク 「受託者の責により施設が
損傷した場合」の負担者が「委託者」になっ
ています。「委託者の責により施設が損傷し
た場合」と読み替える認識でよろしいでしょ
うか。

【質問7】

◆契約書別紙 別紙2 表4 流入水の水質
表4で示された数値は、常時流入してくる水
質と考えてよろしいのでしょうか。その場
合、設計水質基準からかけ離れている根拠お
よび理由をご教示ください。また、常時流入
した場合、放流水への性能基準または管理基
準を達成できないものと考えます。ペナルテ
ィーについてはどのようにお考えかご教示く
ださい。

【質問8】

◆契約書別紙 別紙3 表9 管理基準(臭
気指数)
敷地境界の臭気測定項目をご教示ください。
また、設計書ではどの項目に計上されてい
るのでしょうか。計上がない場合は、委託者が
実施するという認識でよろしいでしょうか。

【質問9】

◆契約書別紙 別紙7 流入基準未達の場合
「対応可能な悪質流入水」、「対応可能であ
る雨天時浸入水等」に記載されている対応方
法は常時監視装置等がない、かつ巡回契約内
容、使用する資材および薬品の計上が無いた
め監視および資材調達に委託者の責と考えて
よろしいでしょうか。

【質問10】

◆契約書別紙 別紙9 本件施設の環境計測
「1 放流水に関する値」、「3 その他の項
目」に委託者又は受託者が委託する計量証明
事業者が検査した値とあります。受託者が実
施する場合、設計書ではどの項目に計上され
ているのでしょうか。

別紙5、別表-5のとおりとなります。

「受託者の責により施設が損傷した場合」の負
担者は「受託者」となります。なお、契約書に
規定があるものは契約書を優先します。

契約書別紙 別紙2 表4 流入水の水質 表4
で示された数値は、常時流入してくる水質とは
考えていません。常時流入したと判断した場合
はペナルティーの対象としません。

敷地境界の臭気測定項目の測定は、委託者が実
施します。

非常通報装置の受信による監視並びに採水や水
質試験による確認については、受託者の責とな
りますが、悪質流入水等確認後の資材調達に関
しては委託者の責となります。

計量証明事業者の検査については、計上されて
いません。

| | |
|---|---|
| <p>【質問 11】 ◆契約書別紙 別紙 10 1 業務日誌 記載事項 アの雨量は雨量計が無いため測定方法についてご教示ください。 工の処理数量についてご教示ください。 力の主要機器についてご教示ください。</p> <p>【質問 12】 ◆契約書別紙 別紙 10 4 水質試験報告 記載事項 ア 別紙 9 に記載されている内容だと放流水、汚泥性状だけとなっている。その他の分析結果は報告不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>【質問 13】 ◆契約書別紙 別紙 11 1 業務委託費の内訳 ①運転管理業務費 1（公共下水）、②運転管理業務費 2（農集）と区分されているが、設計書では区別がされていません。金抜設計書の変更は可能かご教示ください。</p> <p>【質問 14】 ◆契約書別紙 別紙 12 1 スライド条項 (2) ②に記載がある「変動費」は設計書では記載がありません。変動費についてご教示ください。</p> <p>【質問 15】 ◆契約書別紙 別紙 12 1 スライド条項 (3) ①に記載がある「毎月勤労統計調査の年平均賃金指数」と記載がありますが、入札額積算時には当該年度の電気単価を使用します。毎月勤労統計調査の年平均賃金指数を算出基準とする理由をご教示ください。</p> <p>【質問 16】 ◆契約書別紙 別紙 12 1 スライド条項 (3) ②、③、⑦に記載がある「電気基本料金」、「電気従量料金」、「保険料」は契約範囲外です。どのようにお考えかご教示ください。</p> <p>【質問 17】 ◆要求水準書 第 10 条 (5) 月間業務計画書 電気工作物に係る業務計画は当該施設の電気主任技術者の了承を得ると記載がありますが、契約内容に自家用電気工作物の項目は含まれていませんので委託者の責と考えます</p> | <p>契約書別紙 別紙 10 1 業務日誌記載事項アの雨量は気象庁飯田測候所データを使用してください。 工の処理数量、力の主要機器は、現在運用中の日報様式を閲覧に供します。</p> <p>要求水準書別表-14-1、14-2 に記載された内容を含み報告してください。</p> <p>変更はできません。入札公告 4（1）イにより対応してください。</p> <p>本業務に変動費は有りません。</p> <p>以下のとおり修正します。 本件施設の運転管理業務等に適用される人件費の年変動率を適用する。</p> <p>契約範囲外のもの適用しません。</p> <p>電気工作物の内、高圧電気設備と自家用発電設備は委託者が別発注しますので対象外となります。</p> |
|---|---|

が、どのようにお考えかご教示ください。

【質問 18】

◆要求水準書 第 10 条 (7) 日報
別紙 10 には「業務日誌」と記載されています。同一の書類と考えてよろしいでしょうか。また、点検翌日 10 時まで提出と記載されていますが、提出方法についてご教示ください。

【質問 19】

◆要求水準書 第 17 条 4
委託者が定める「安全対策要領」及び「保安規定」を遵守する事と記載がありますので開示いただけますか。

【質問 20】

◆要求水準書 第 23 条 2
「高森町地域防災計画」及び発注者が策定した「各種要領書等」と記載がありますが、公告資料内にありません。開示いただけますか。また、本文中に「発注者」と「委託者」の記載があります。違いをご教示ください。

【質問 21】

◆要求水準書 第 36 条
業務履行場所の清掃、「除草」と記載がありますが、設計書ではどの項目に計上されているかご教示ください。

【質問 22】

◆要求水準書 別表-6
副総括責任者の基準として「下水道法施行令第 15 条の 3」「浄化槽法施行規則第 8 条」「活性汚泥法の運転管理経験 3 年以上」すべての基準を満たす必要があるでしょうかご教示ください。

【質問 23】

◆要求水準書 別表-11 修繕補修用材料
「保守点検業務の範囲内で行う簡易な修繕修理に使用する」と記載がありますが、具体例に 50A 以下の配管用品とあります。50A は保守点検業務の範囲内で行う簡易な修繕修理範囲外と考えます。また、必要数量の明示がないため数量の指定をお願いいたします。

要求水準書 第 10 条 (7) 日報と別紙 10「業務日誌」は同一とし、名称は「日報」に統一します。また提出については、FAX または電子メールを可とし、異常がない場合一か月分をまとめた提出を可とします。

「安全対策要領」及び「保安規定」は下水道維持管理指針（(公社)日本下水道協会）総論編第 3 章安全管理管理を準用します。

「高森町地域防災計画」については、下記の高森町ホームページを参照ください。

<https://www.town.nagano-takamori.lg.jp/docs/13279.html>

「各種要領書等」については、災害対策要領を閲覧に供します。本文中の「発注者」と「委託者」に違いはありません。

清掃については積算要領に含まれる内容です。除草については、町から別発注となるため設計書には計上されていません。

入札公告 2 (3) ウに記載のとおり、「浄化槽法施行規則第 8 条」については、総括責任者が資格を有すれば、副総括責任者に資格は不要です。

「下水道法施行令第 15 条の 3」と「活性汚泥法の運転管理経験 3 年以上」は必須となります。

50A 以下の配管用品は保守点検業務の範囲内です。また数量は率計上となります。

| | |
|---|---|
| <p>【質問 24】 ◆要求水準書 別表-12 農集で使用する薬品及び消耗品等は別表-12に示されている以外に必要なでしょうか。必要であれば詳細な品目をご教示ください。</p> <p>【質問 25】 ◆要求水準書 別表-13 2 本業務の契約期間内において発生する廃棄物が対象であり、契約期間以前に発生し保管されている廃棄物は対象外との認識でよろしいでしょうかご教示ください。</p> <p>【質問 26】 ◆要求水準書 別表-14 7 「処理場及び流域幹線に異常流入があった場合の原因調査」とありますが、受託者に調査権限はないと考えます。また、流域幹線とはなにかご教示ください。</p> <p>【質問 27】 ◆要求水準書 別表-19 1 見学案内 事前打合せは設計書ではどの項目に計上されているのでしょうか。</p> <p>【質問 28】 ◆要求水準書 別表-19 2 普及啓発活動 普及啓発活動とは何かご教示ください。</p> <p>【質問 29】 ◆要求水準書 別表-17 各年度の修繕費で予定修繕を実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、修繕費内で対応する場合、1 件あたりの発注金額が 250 万円（税込み）を超過した場合の対応をご教示ください。</p> <p>【質問 30】 ◆契約書 第 30 条 業務の報告 業務の報告については書類の提出のみと受け取れますが、受託者立会いの上で検査は実施されるのでしょうかご教示ください。</p> <p>【質問 31】 ◆契約書 別紙 12 の 3 インセンティブ条項による精算において、ユーティリティ（要求水準書 別表-12）の品目、数量の変更も可能でしょうか。また、変更の承認方法についてご教示ください。</p> <p>【質問 32】 ◆要求水準書 第 29 条の 3</p> | <p>別表 11 以外の必要物品は委託者から支給します。</p> <p>お見込みのとおりです。</p> <p>「処理場及び流域幹線に異常流入があった場合の原因調査」を「処理場に異常流入があった場合の水質検査」に修正します。</p> <p>設計書第 5 号代価表その他の業務に計上しています。</p> <p>町の主催する環境に関するイベントなどを想定しています。</p> <p>各年度の修繕費で予定修繕を実施していただきます。このほか、必要な修繕も協議の上、各年度の修繕費で実施していただきますが精算型となります。なお、1 件あたりの発注金額が 250 万円（税込み）を超過する場合の修繕については、委託者が別発注します。</p> <p>受託者立ち合いの上、要求水準が満足しているかの検査を行います。また契約書第 30 条 3 に記載の内容については説明をいただきます。</p> <p>原則として変更はしませんが、不測の場合は、要求水準書 28 条 3 のとおり対応してください。</p> <p>産業廃棄物については委託者とします。ただ</p> |
|---|---|

受託者が処分する廃棄物の中に、産業廃棄物が含まれているが、これに関わる費用について設計書のどの項目となるのでしょうかご教示ください。

【質問 33】

◆要求水準書 第 32 条
別表-2 に記載されている機器で、点検不要設備についてご教示ください。

【質問 34】

◆要求水準書 別表-12
調達する薬品及び消耗品等について、5 年分の合計量が記載されていると思われませんが、使用期限等を考慮すると一括納入は不適當と思われます。納入時期と調達費用についてご教示ください。

【質問 35】

◆入札公告 4 (2) 提出方法等
「入札参加者は、入札書及び本公告 4 の(1)に掲げる書類・・・(後略)」とあります。この「入札書」とは、本公告 4 の(1)アに示された入札書と同じものを指す認識でよろしいでしょうか。

【質問 36】

◆入札心得 別紙 3 委任状
共同企業体で参加し代表者が入札を行う場合の委任状の取り扱いについて、以下 2 点ご教示ください。
①構成員から代表者への委任が必要でしょうか。
②①で委任が必要な場合、委任状は再度入札も含め、何通用意すればよいでしょうか。

【質問 37】

◆要求水準書 第 20 条 従事者の服装及び態度
「受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ・・・(後略)」とあります。受託者が共同企業体で、その構成員が高森町終末処理場と農業集落排水施設の区分で業務を担当する場合は、それぞれの施設において統一した服装を着用するとの認識でよろしいでしょうか。

【質問 38】

◆委託契約書(案) 別紙 5
(4) 運転管理計画「水質管理計画では、処理場等の安定的な維持を考慮した設備ごとの運転操作指標、運転方法を定めた運転操作基

し、凝集剤の容器については処分費込みとなっているため受託者処分としてください。

要求水準書別表-16 のとおりです。

機能発揮できるように受託者で検討してください。

本公告 4 の(1)ア～エに掲げる書類全てを郵送してください。なお、郵送は入札心得 第 2 条第 3 項のとおり実施してください。

不要です。

お見込みのとおりです。

要求水準書第 30 条別紙-14-1 汚泥試験の項目及び頻度に示された検知管による臭気測定のほか、要求水準書別表 14-1 に記載の硫化水素測定(有害ガス検知器)も実施してください。

準、要求水準を達成するための管理基準、要求水準を満足するための分析計画（水質試験、汚泥試験、悪臭測定等）等を記載すること。」と記載があります。「悪臭測定」とは、要求水準書第 30 条別紙-14-1 汚泥試験の項目及び頻度に示された検知管による臭気測定を指す認識でよろしいでしょうか。

【質問 39】

◆委託契約書（案） 別紙 5
(4) 運転管理計画「ユーティリティ調達管理計画は、下水道施設の維持管理を行うために必要な電力、燃料、副資材等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるよう記載すること。」とあります。要求水準書 別表-12 には『電力、燃料』はないことから、調達方法については対象外でよろしいでしょうか。

【質問 40】

◆指定維持管理業務仕様書 第 6 条
消防設備等の点検範囲及び内容について詳細をご教示ください。また、設計書のどこの項目に計上されているのかご教示ください。

【質問 41】

◆入札公告様式 様式 5 同種業務の運転管理実績
(注) 1 「JV の場合は構成員ごとに 1 枚ずつ作成すること」と記載がありますが、入札公告 2 (5) ウには「JV の場合は代表者又は構成員が受注実績を有すること」と記載があります。
様式 5 同種業務の運転管理実績は代表者のみ作成提出でよろしいのでしょうかご教示ください。

【質問 42】

◆夜間休日の緊急（警報対応含む）対応について過去実績をご教示ください。また、これに関わる費用について設計書ではどの項目に計上されているのかご教示ください。

お見込みのとおりです。

入札公告 3 (1) イにて図面・金抜き設計書を閲覧に供します。
第 8 号代価表に計上されています。

質問 3 の回答を参照ください。

夜間休日の緊急（警報対応含む）対応については、令和 5 年度実績 12 件となります。
費用については、その他技術業務に計上されています。